

令和 7 年度
定期監査報告書
〔令和 7 年度前期分〕

八潮市監査委員

令和7年度定期監査結果報告

1 監査の実施方針

地方自治法第199条第4項及び八潮市監査基準に基づき、財務に関する事務の執行が予算や法令等に従って適正かつ正確に処理されているか、また、最少の経費で最大の効果をあげているなど、経済性、効率性及び有効性の観点から実施した。

2 監査の対象範囲

- ① 一般会計及び特別会計に係る令和7年4月1日から令和7年9月30日までの伝票
- ② 令和7年4月1日から令和7年9月30日までに締結した随意契約
- ③ 令和7年4月1日から令和7年9月30日までの会計年度任用職員に関する書類

3 監査の着眼点

(1) 歳入関係

- ① 調定事務は、法令等に基づいて処理されているか。法令等によらない場合は、市の会計規則や調定マニュアルに基づいて処理されているか。
- ② 調定の時期や調定の手続きは適正か。
- ③ 調定額の根拠となる書類等の添付は適切か。

(2) 歳出関係

- ① 支出負担行為、支出命令の時期は適正か。
- ② 支出科目や支出額は適正か。
- ③ 支払い遅延や支出漏れはないか。
- ④ 不経済な支出や不適当な支出はないか。
- ⑤ 伝票の添付書類や摘要欄の内容は適切か。

(3) 契約関係

- ① 八潮市契約規則等に基づき、処理されているか。
- ② 契約内容は適正か。
- ③ 随意契約を適用した条項は適切か。
- ④ 起案書の内容は適切か。

- ⑤ 見積書の取扱いは適切か。
- ⑥ 決裁区分は適正か。
- ⑦ 電子決裁システムが正しく運用されているか。

(4) 会計年度任用職員関係

- ① 会計年度任用職員の任用及び退職手続きは適正か。
- ② 会計年度任用職員の報酬・給与、費用弁償・通勤手当等の過不足はないか。
- ③ 年次有給休暇等は適正に管理されているか。

4 監査の対象

八潮市行政組織規則第2条に規定する組織、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、農業委員会事務局及び教育委員会

5 監査の期間

令和7年1月14日から令和8年1月9日まで

6 監査の実施内容

監査の実施内容は、調定額決議書、収入票、支出負担行為決議書、支出負担行為決議兼支出命令書、契約書関係書類、会計年度任用職員の出勤簿、年次有給休暇簿等を確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び会計年度任用職員に関する監査の結果、全体としては、関連法令等及び予算に基づき、概ね適正に処理されていると認められた。ただし、事務の一部に次のとおり改善を要する事項（指摘事項）が見受けられたので、所要の措置を実施されるよう求める。

(1) 伝票関係

- ① 普通旅費について
 - ・普通旅費において、出張旅費の請求誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（資産税課、環境リサイクル課）

(2) 会計年度任用職員関係

① 報酬・給料について

- ・欠勤時間の精算誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。（保育幼稚園課）

- ・報酬額の確認不足により、支給額を誤っているものが認められた。（学務課）

② 費用弁償・通勤手当について

- ・通勤手当の決定額の誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。（市民課）

- ・費用弁償の決定額の誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。（教育総務課、学務課、小中一貫教育指導課）

③ 時間外勤務手当について

- ・時間外勤務時間の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。

（リサイクルプラザ、八潮メセナ、教育総務課、小中一貫教育指導課）

④ 期末手当について

- ・基礎額の算定誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。

（子ども家庭支援課、学務課）

⑤ 休暇について

- ・リフレッシュ休暇の付与誤りにより、休暇を未取得となっているものが認められた。（八潮メセナ）

- ・年次有給休暇の付与誤りにより、欠勤となっているものが認められた。（教育総務課、小中一貫教育指導課）